

資料提供

令和6年5月18日

課名：平和推進プロジェクト・チーム

担当者：山本

内線：2365

公用携帯：050-5370-9926（時間外）

米国政府による臨界前核実験の実施を受けた 抗議文の発出について

米国・エネルギー省核安全保障局（NNSA）が5月14日（現地時間）に臨界前核実験を実施したことを受けて、米国政府に対して強く抗議するため次のとおり抗議文を発出しました。

1 抗議文

- 送付物
アメリカ合衆国大統領宛抗議文 一別紙1
- 提出方法
駐日アメリカ合衆国特命全権大使を通じて郵送
- 参考
核実験等に対する本県の対応 一別紙2

抗議文

貴国は、5月14日に、ネバダ州の核実験場内にある地下施設で臨界前核実験を実施したと発表しました。人類史上最初の原子爆弾による破壊を経験した広島県民を代表して、ここに厳重に抗議します。

貴国に対しては、先日、決して核実験を実施しないよう、強く要請を行ったにもかかわらず、実施されたことは、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界に訴えてきた広島県民の切実な願いを踏みにじるもので、強い憤りを感じます。

貴職が、一年前に、G7広島サミットにおいて、他のG7リーダーとともに核軍縮に向けた意思を示されたことは、非常に意義深いものであったと認識しています。

しかしながら、わずか一年の間に、今回の臨界前核実験を実施されたことに、広島県民は大きく失望しています。

この核実験は、ロシアをはじめ、中国や北朝鮮など、他の核保有国に更なる核開発と核抑止力を強化する口実を与え、国際社会が積み上げてきた核軍縮の取組を大きく後退させることは明白です。

さらに、先日、貴国の政府及び議会関係者による原爆投下を正当化する発言がありました。

これら、貴国における核兵器に関する言動は、世界の人々に、核兵器の非人道性に対する誤った認識を与えると同時に、核兵器が使用されるのではないかと、いう大いなる不安と恐怖の念を抱かせることとなります。

貴職におかれては、核兵器廃絶を願う国際世論、そして広島県民の強い思いを真摯に受け止め、今後、一切の核実験を中止するとともに、核兵器廃絶を一步でも前進させるよう、国際社会においてリーダーシップを発揮し、模範となるべき行動をとっていただくよう強く求めます。

2024年5月18日

アメリカ合衆国 大統領
ジョセフ・バイデン 閣下

日本国 広島県知事 湯崎 英彦

核実験等に対する本県の対応
(今回の対応含む)

○過去の抗議状況(平成7年度～)

| 国名 | 抗議文 | 要請文 | コメント |
|-------|-----|-----|------|
| 中国 | 3 | | 3 |
| 仏国 | 2 | | 4 |
| 露国 | 6 | 3 | 1 |
| 英国 | 2 | 2 | 1 |
| 米国 | 37 | 24 | 1 |
| インド | 2 | | |
| パキスタン | 2 | 1 | |
| 北朝鮮 | 8 | | 7 |
| 合計 | 62 | 30 | 17 |

※対応の主な内容

抗議文：核実験実施，NPT脱退宣言

要請文：核実験中止

コメント：核実験実施

平成7(1995)年

7. 8. 17 中国の核実験(7. 8. 17)に対し、知事コメント
7. 8. 23 中国の核実験(7. 8. 17)に対し、在日中国大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付(四川省長には、本国政府に抗議文を送付した旨を連絡)
7. 9. 6 フランスの核実験(7. 9. 6)に対し、在日フランス大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付
7. 10. 2 フランスの核実験(7. 10. 2)に対し、知事コメントと在日フランス大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付
7. 10. 28 フランスの核実験(7. 10. 28)に対し、知事コメント
7. 11. 22 フランスの核実験(7. 11. 22)に対し、知事コメント

平成8(1996)年

8. 1. 28 フランスの核実験(8. 1. 28)に対し、知事コメント
8. 6. 8 中国の核実験(8. 6. 8)に対し、知事コメント
8. 6. 12 中国の核実験(8. 6. 8)に対し、在日中国大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付(四川省長には、本国政府に抗議文を送付した旨を連絡)
8. 7. 29 中国の核実験(8. 7. 29)に対し、知事コメントと在日中国大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付(四川省長には、本国政府に抗議文を送付した旨を連絡)

平成9(1997)年

9. 7. 2 米国の臨界前核実験(9. 7. 2)に対し、知事コメント
9. 8. 28 米国が2回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館

を通じて、臨界前核実験を繰り返すことのないよう、知事名で本国政府に要請文を送付

- 9. 9. 19 米国の2回目の臨界前核実験(9. 9. 18)に対し、在日米国大使館を通じて、臨界前核実験を繰り返すことのないよう、知事名で本国政府に要請文を送付
- 9. 11. 17 ロシアが臨界前核実験を実施した旨の報道があったので、在日ロシア大使館を通じて、臨界前核実験を繰り返すことのないよう、知事名で本国政府に要請文を送付

平成10(1998)年

- 10. 3. 26 米国の3回目の臨界前核実験(10. 3. 26)に対し、在日米国大使館を通じて、遺憾の意を表するとともに、臨界前核実験を直ちに中止するよう、知事名で本国政府に要請文を送付
- 10. 3. 26 ロシアが臨界前核実験を継続していた旨の報道に対し、遺憾の意の表明と知事コメント
- 10. 5. 12 インドの地下核実験(10. 5. 11)に対し、在日インド大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付
- 10. 5. 14 インドの再度の地下核実験(10. 5. 13)に対し、在日インド大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付
- 10. 5. 15 パキスタンがインドに対抗して核実験を準備しているとの報道に対して、在日パキスタン大使館を通じて、知事名で本国政府に自粛を求める要請文を送付
- 10. 5. 29 パキスタンの地下核実験(10. 5. 28)に対し、在日パキスタン大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付
- 10. 6. 1 パキスタンの再度の地下核実験(10. 5. 30)に対し、在日パキスタン大使館を通じて、知事と議長連名の抗議文を本国政府に送付
- 10. 6. 17 議会で「核実験の即時中止、核兵器廃絶と世界の恒久平和実現を求める決議」を議決。同日、決議文を議長からアナン国連事務総長に送付
- 10. 9. 4 米国が4回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、臨界前核実験を繰り返すことのないよう、知事名で本国政府に要請文を送付
- 10. 9. 28 米国の4回目の臨界前核実験(10. 9. 27)に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 10. 10. 1 ロシアが臨界前核実験の実施計画がある旨の報道があったので、在日ロシア大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
- 10. 12. 10 ロシアの臨界前核実験(10. 12. 8)に対し、在日ロシア大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 10. 12. 11 米国が5回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
- 10. 12. 12 米国の5回目の臨界前核実験(10. 12. 12)に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 10. 12. 25 ロシアが9月14日から12月13日にかけて5回の臨界前核実験を実施していた旨の報道があったので、在日ロシア大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

平成11(1999)年

- 11. 2. 8 米国が6回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
- 11. 2. 10 米国の6回目の臨界前核実験（11. 2. 10）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 11. 9. 14 米国が7回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
- 11. 10. 1 米国の7回目の臨界前核実験（11. 10. 1）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 11. 11. 10 米国の8回目の臨界前核実験（11. 11. 10）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

平成12（2000）年

- 12. 2. 3 米国が9回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
- 12. 2. 4 米国の9回目の臨界前核実験（12. 2. 4）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 12. 2. 5 ロシアの臨界前核実験（12. 1. 8 2回 ※この2回を含め、11年9月以降計7回実施）に対し、在日ロシア大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 12. 2. 22 米国大使トーマス・S・フォーリーの来広に際し、知事が臨界前核実験の中止を要請
- 12. 3. 21 米国が10回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
- 12. 3. 23 米国の10回目の臨界前核実験（12. 3. 23）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 12. 4. 5 米国が11回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
- 12. 4. 7 米国の11回目の臨界前核実験（12. 4. 7）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 12. 8. 17 米国の12回目の臨界前核実験（12. 8. 17）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 12. 9. 4 ロシアが8月28日から9月3日にかけて3回の臨界前核実験を実施していた旨の報道があったので、在日ロシア大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 12. 11. 3 ロシアが10月20日及び27日に2回の臨界前核実験を実施していた旨の報道があったので、在日ロシア大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
- 12. 12. 13 米国の13回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
- 12. 12. 15 米国の13回目の臨界前核実験（12. 12. 15）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

平成13（2001）年

- 13. 9. 25 米国の14回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使

- 館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
13. 9. 27 米国の14回目の臨界前核実験（13. 9. 27）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
13. 12. 11 米国の15回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
13. 12. 14 米国の15回目の臨界前核実験（13. 12. 14）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

平成14（2002）年

14. 2. 14 米国及び英国が共同で臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日の両国の大使館を通じて、知事名で両国政府に中止要請文を送付
14. 2. 15 米国及び英国共同での臨界前核実験（14. 2. 15）に対し、在日の両国の大使館を通じて、知事名の抗議文を両国の政府に送付
14. 6. 4 米国の17回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
14. 6. 8 米国の17回目の臨界前核実験（14. 6. 8）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
14. 8. 28 米国の18回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
14. 8. 30 米国の18回目の臨界前核実験（14. 8. 30）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
14. 9. 25 米国の19回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
14. 9. 27 米国の19回目の臨界前核実験（14. 9. 27）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

平成15（2003）年

15. 1. 14 朝鮮民主主義人民共和国が、核拡散防止条約（NPT）から脱退を宣言する声明を発表した（15. 1. 10）ことから、北朝鮮国防委員会委員長に対し抗議文を送付
15. 9. 17 米国の20回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
15. 9. 20 米国の20回目の臨界前核実験（15. 9. 19）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

平成16（2004）年

16. 5. 24 米国が21回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
16. 5. 26 米国の21回目の臨界前核実験（16. 5. 25）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
16. 8. 11 ロシアが、本年度に入り、臨界前核実験を複数実施しているという報道（16. 8. 9）があったので、ロシアに対し、在日ロシア連邦大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付。〔後に、ロシア政府は、誤報であると否定〕

平成17（2005）年

17. 2. 11 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が、核兵器の製造について公式に表明したことを受けて、核兵器放棄に向けた具体的な方法を採用よう知事名で、国防委員会委員長金正日に対し、抗議文を送付

平成18（2006）年

18. 2. 22 米国と英国が共同で臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館及び在日英国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
（米国22回目、英国2回目の臨界前核実験）
18. 2. 24 米国と英国共同の臨界前核実験（18. 2. 23）に対し、在日米国大使館及び在日英国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使より返書あり（18. 3. 17）
18. 8. 29 米国の23回目の臨界前核実験を実施する旨の報道があったので、在日米国大使館を通じて、知事名で本国政府に中止要請文を送付
18. 8. 31 米国の23回目の臨界前核実験（18. 8. 30）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使より返書あり（18. 9. 13）
18. 10. 4 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による核実験を行う旨の声明に対し、知事コメント
18. 10. 9 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が「核実験を実施した」と発表したことにに対し、知事コメント
18. 10. 10 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核実験（18. 10. 9）の報に接し、知事と議長連名の抗議文を国防委員会委員長金正日に送付

平成21（2009）年

21. 5. 25 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が「核実験を実施した」と発表したことにに対し、知事コメント
21. 5. 26 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核実験（21. 5. 25）の報に接し、知事と議長連名の抗議文を国防委員会委員長金正日に送付
21. 11. 20 米国が「臨界前核実験を計画している」との報に接し、知事名で在日米国大使に事実確認及び事実である場合の中止要請文の送付

平成22（2010）年

22. 10. 13 米国の24回目の臨界前核実験（22. 9. 15）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使館公使参事官から返書あり（23. 1. 6）

平成23（2011）年

23. 5. 23 米国の新型の核実験（22. 11. 18及び23. 3. 31の2回）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使より返書あり（23. 6. 20）
23. 7. 20 米国の25回目（22. 12. 1）及び26回目（23. 2. 2）の臨界前核実

験に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付【今回】
※在日米国大使より返書あり（23. 8. 26）

平成24（2012）年

24. 1. 6 米国の新型の核実験（23. 9. 22）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使館政務担当公使より返書あり（25. 3. 7）
24. 1. 10 米国の新型の核実験（23. 11. 16）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使館政務担当公使より返書あり（25. 3. 7）
24. 9. 19 米国の新型の核実験（24. 5. 17）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使館政務担当公使より返書あり（25. 3. 7）
24. 9. 24 米国の新型の核実験（24. 8. 27）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使館政務担当公使より返書あり（25. 3. 7）
24. 12. 7 米国の27回目（24. 12. 5）の臨界前核実験に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使館政務担当公使より返書あり（25. 3. 7）

平成25（2013）年

25. 2. 12 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核実験（25. 2. 12）の報に接し、知事コメントを出すとともに、知事と議長連名の抗議文を国防委員会第一委員長金正恩に送付
25. 3. 12 米国の新型の核実験（24. 10. 3及び24. 11. 7の2回）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
25. 8. 20 米国の新型の核実験（25. 5. 15）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
25. 10. 30 米国の新型の核実験（25. 9. 12）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

平成26（2014）年

26. 11. 4 米国の新型の核実験（26. 9. 4及び26. 10. 3）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使館特命全権大使より返書あり（26. 12. 16）12/22 受領

平成28（2016）年

28. 1. 6 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の水爆実験（28. 1. 6）の報に接し、知事コメントを出すとともに、知事と議長連名の抗議文を国防委員会第一委員長金正恩に送付
28. 9. 9 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核実験（28. 9. 9）の報に接し、知事コメントを出すとともに、知事と議長連名の抗議文を国防委員会委員長金正恩に送付

平成29（2017）年

29. 9. 3 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核実験（29. 9. 3）の報に接

し、知事コメントを出すとともに、知事と議長連名の抗議文を国防委員会第一委員長金正恩に送付

平成30（2018）年

30. 10. 11 米国の28回目の臨界前核実験（29. 12. 13）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

令和 元（2019）年

元. 5. 26 米国の29回目の臨界前核実験（31. 2. 13）に対し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

令和 3（2021）年

3. 1. 17 米国の30回目の臨界前核実験（2. 11）の報に接し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付
※在日米国大使館臨時代理大使より返書あり（3. 2. 3）2/8受領

令和 4（2022）年

4. 4. 13 米国の31及び32回目の臨界前核実験（R3. 6. 22及び9. 16）の報に接し、在日米国大使館を通じて、知事名の抗議文を本国政府に送付

令和 6（2024）年

6. 4. 11 ロシアがノバヤゼムリヤ島での核実験の準備を進めている可能性が高いとの報道を受けて、在日ロシア連邦大使館を通じて、知事名による核実験中止要請文を本国政府に送付。

令和 6（2024）年

6. 5. 14 米国の臨界前核実験の計画（今年前半及び来年前半）の報に接し、在日米国大使館を通じて、知事名の中止要請文を本国政府に送付